

第1章 介護保険事業の推進

【介護保険サービスの体系】

介護給付

サービス名	内容
居宅サービス	
訪問介護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、炊事、掃除、洗濯などの生活援助を行う事業のうち、要介護度1～5の認定を受けた方（以下「要介護認定者」）が利用するサービスです。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介助を行う事業のうち、寝たきりなどの要介護認定者が利用するサービスです。
訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり、医療的処置などのケアや在宅での看取りの支援を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、看護師などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅等を訪問して、医学的な管理や指導を行う事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーション面での支援などが受けられる事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーションを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
短期入所生活介護（ショートステイ）	短期間施設に宿泊しながら、日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
短期入所療養介護（ショートステイ）	短期間施設に宿泊しながら、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練などを提供する事業のうち、要介護認定者が利用するサービスです。
福祉用具貸与	要介護認定者に対して、車いすや特殊ベッドなどの用具の貸与を行います。
特定福祉用具購入	要介護認定者に対し、排せつや入浴などに用いる用具の購入費を支給します。
移送サービス	介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、本市では、平成15年度から移送サービスを実施しています。要介護状態区分が重く、かつ、低所得の方について、通院等のための移送サービスが利用できません。
地域密着型サービス	
夜間対応型訪問介護	夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護認定者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話などを受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の要介護認定者が、デイサービスセンター等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
小規模多機能型居宅介護	要介護認定者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要介護認定者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護認定者が、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることのできるサービスです。本市においては、定員 23 名の既存の有料老人ホームが、地域密着型サービスに移行されます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）	定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入居（所）している要介護認定者が、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることのできるサービスです。
住宅改修	要介護認定者に対し、住宅の手すりの取付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します（上限あり）。
居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況に応じて、いつ、どんなサービスを、どの事業者から利用するかといった介護サービス計画（ケアプラン）を作成するもので、要介護認定者に対して提供するサービスです。
介護保険施設サービス	
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な場合に入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスが利用できます。
介護老人保健施設（老人保健施設）	症状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点をおいたケアが必要な高齢者などが入所します。医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。介護老人保健施設は、介護保険制度の下で、医学的管理・機能訓練等の実施により在宅復帰支援施設として位置付けられており、その役割が一層期待されています。
介護療養型医療施設（療養型病床）	急性期の治療が終わり、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者などが入院します。医療、療養上の管理、看護などが受けられます。

予防給付

サービス名	内容
介護予防サービス	
介護予防訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、身の回りのこと、炊事、掃除、洗濯などの家事をできる限り本人主体で行うことができるよう援助する、要支援 1 又は要支援 2 の認定を受けた方（以下「要支援認定者」）に対するサービスです。
介護予防訪問入浴介護	要支援認定者の心身状況と衛生状態の維持・向上のため、入浴の支援を行います。
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが、主治医との連携のもとに、自宅における健康チェックや健康管理指導などを行う、要支援認定者のための介護予防サービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが要支援認定者の家庭を訪問して、介護予防のためのリハビリテーションを行います。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが要支援認定者の家庭を訪問して、医療的な指導を行います。
介護予防通所介護（デイサービス）	要支援認定者が、デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーション活動などを通じて介護予防支援を受けることができます。運動器の機能向上トレーニング、口腔機能向上のための指導、栄養指導などは、選択的メニューとして実施されます。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	要支援認定者が、医療施設や介護老人保健施設などに日帰りで通い、理学療法士や作業療法士などによるリハビリテーション等心身機能の維持・向上のための介護予防支援を受けます。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	要支援認定者が、介護老人福祉施設等に短期間宿泊しながら、機能訓練や日常生活訓練などを受けることができます。
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	要支援認定者が、保健・医療施設に短期間宿泊しながら、医療的なケアや健康管理指導、機能訓練などを受けることができます。
介護予防福祉用具貸与	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効なスロープ、歩行補助具、認知症高齢者徘徊感知器等の機器・設備の貸与を行います。
介護予防特定福祉用具購入	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な機器・設備の購入費を支援します。腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽などが該当します。
地域密着型サービス	
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援認定者の心身の状況や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事や入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の要支援認定者が、特別養護老人ホームや老人保健施設等を利用して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要支援高齢者が共同生活を通じ、食事・入浴などの日常生活の維持・向上を図るための支援、機能訓練などを受けられるサービスです。
介護予防住宅改修	要支援認定者に対し、日常生活の自立の維持・向上に有効な小規模な改修の費用を支給します（上限あり）。
介護予防支援	地域包括支援センター等が策定する介護予防サービス計画に基づき、委託した介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身状況や生活目標など個別に対応した介護予防プランを作成します。

【介護保険サービスの年間延べ利用人数の伸び（総括）】

介護給付（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅介護サービス					
訪問介護	100	103	106	110	96
訪問入浴介護	100	108	110	116	87
訪問看護	100	105	108	113	92
訪問リハビリテーション	100	106	108	113	94
居宅療養管理指導	100	105	109	113	117
通所介護	100	103	106	110	96
通所リハビリテーション	100	103	106	111	96
短期入所生活介護	100	105	108	113	93
短期入所療養介護	100	106	109	114	92
特定施設入居者生活介護	100	108	110	115	198
福祉用具貸与	100	105	108	113	93
特定福祉用具販売	100	117	121	126	131
(2) 地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	100	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	100	107	110	115	93
小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	100	128	133	153	173
地域密着型特定施設入居者生活介護	100	166	166	166	166
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100	-	-	-	-
(3) 住宅改修	100	128	133	138	144
(4) 居宅介護支援	100	103	106	110	96
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	100	103	109	109	156
介護老人保健施設	100	99	101	101	143
介護療養型医療施設	100	87	87	87	78

予防給付（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	100	102	105	109	112
介護予防訪問入浴介護	100	-	-	-	-
介護予防訪問看護	100	101	104	108	111
介護予防訪問リハビリテーション	100	100	104	108	111
介護予防居宅療養管理指導	100	101	105	108	112
介護予防通所介護	100	101	105	109	112
介護予防通所リハビリテーション	100	101	105	109	112
介護予防短期入所生活介護	100	102	105	108	112
介護予防短期入所療養介護	100	100	105	105	111
介護予防特定施設入居者生活介護	100	107	113	113	147
介護予防福祉用具貸与	100	101	104	108	111
特定介護予防福祉用具販売	100	115	119	122	127
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	100	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	100	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	100	105	109	112	116
(4) 介護予防支援	100	102	105	109	112

【介護保険サービスの給付費の伸び（総括）】

介護給付（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅介護サービス	100	105	111	116	113
訪問介護	100	105	111	117	96
訪問入浴介護	100	108	113	120	89
訪問看護	100	105	111	116	95
訪問リハビリテーション	100	105	112	117	97
居宅療養管理指導	100	105	112	116	121
通所介護	100	103	110	114	98
通所リハビリテーション	100	104	110	115	97
短期入所生活介護	100	106	112	117	95
短期入所療養介護	100	107	113	118	95
特定施設入居者生活介護	100	108	113	119	203
福祉用具貸与	100	106	108	114	92
特定福祉用具販売	100	104	108	112	116
(2) 地域密着型サービス	100	131	145	176	190
夜間対応型訪問介護	100	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	100	108	114	120	92
小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	100	128	137	157	178
地域密着型特定施設入居者生活介護	100	168	173	173	173
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	100	-	-	-	-
(3) 住宅改修	100	104	107	111	116
(4) 居宅介護支援	100	104	110	115	99
(5) 介護保険施設サービス	100	100	107	107	149
介護老人福祉施設	100	104	113	113	162
介護老人保健施設	100	98	105	105	148
介護療養型医療施設	100	88	90	90	80
介護給付費計	100	105	112	117	132

予防給付（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス	100	102	109	112	120
介護予防訪問介護	100	102	108	112	115
介護予防訪問入浴介護	100	-	-	-	-
介護予防訪問看護	100	101	107	111	114
介護予防訪問リハビリテーション	100	101	107	111	115
介護予防居宅療養管理指導	100	101	108	111	115
介護予防通所介護	100	101	107	112	115
介護予防通所リハビリテーション	100	101	107	111	115
介護予防短期入所生活介護	100	101	107	112	115
介護予防短期入所療養介護	100	100	107	111	114
介護予防特定施設入居者生活介護	100	106	117	117	154
介護予防福祉用具貸与	100	101	104	108	111
特定介護予防福祉用具販売	100	102	105	108	112
(2) 地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型通所介護	100	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	100	-	-	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	100	-	-	-	-
(3) 介護予防住宅改修	100	102	105	108	112
(4) 介護予防支援	100	102	108	112	115
予防給付費計	100	102	108	112	119

【介護保険サービスの年間延べ利用人数（総括）】

介護給付

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅介護サービス					
訪問介護	6,258	6,439	6,634	6,906	5,978
訪問入浴介護	729	787	801	844	634
訪問看護	1,760	1,848	1,896	1,984	1,615
訪問リハビリテーション	470	496	509	533	444
居宅療養管理指導	3,400	3,575	3,690	3,836	3,993
通所介護	3,966	4,067	4,195	4,363	3,808
通所リハビリテーション	2,187	2,254	2,324	2,420	2,095
短期入所生活介護	1,405	1,473	1,513	1,581	1,311
短期入所療養介護	419	445	457	478	387
特定施設入居者生活介護	1,092	1,176	1,200	1,260	2,160
福祉用具貸与	5,489	5,751	5,910	6,181	5,118
特定福祉用具販売	201	236	244	254	264
(2) 地域密着型サービス					
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	176	189	194	203	164
小規模多機能型居宅介護	0	0	72	240	240
認知症対応型共同生活介護	714	912	948	1,092	1,236
地域密着型特定施設入居者生活介護	166	276	276	276	276
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
(3) 住宅改修	156	200	207	215	224
(4) 居宅介護支援	10,996	11,322	11,669	12,148	10,535
(5) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	2,296	2,376	2,496	2,496	3,576
介護老人保健施設	2,022	1,992	2,052	2,052	2,892
介護療養型医療施設	262	228	228	228	204

平成20年度～23年度は推計値。

予防給付

（単位：人）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	3,330	3,396	3,499	3,633	3,735
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	228	230	237	246	254
介護予防訪問リハビリテーション	53	53	55	57	59
介護予防居宅療養管理指導	443	449	464	477	494
介護予防通所介護	960	974	1,004	1,043	1,073
介護予防通所リハビリテーション	547	555	572	594	611
介護予防短期入所生活介護	59	60	62	64	66
介護予防短期入所療養介護	19	19	20	20	21
介護予防特定施設入居者生活介護	180	192	204	204	264
介護予防福祉用具貸与	505	510	526	547	563
特定介護予防福祉用具販売	85	98	101	104	108
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	4	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	93	98	101	104	108
(4) 介護予防支援	4,641	4,727	4,870	5,058	5,201

平成20年度～23年度は推計値。

【介護保険サービスの給付費の推移（総括）】

介護給付

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅介護サービス	1,377,284	1,450,038	1,530,183	1,599,360	1,551,189
訪問介護	386,085	407,230	430,331	449,981	370,508
訪問入浴介護	36,505	39,547	41,417	43,626	32,482
訪問看護	64,303	67,434	71,267	74,595	60,904
訪問リハビリテーション	8,534	8,999	9,524	9,967	8,281
居宅療養管理指導	28,382	29,841	31,722	32,981	34,328
通所介護	285,321	294,879	312,956	325,919	280,437
通所リハビリテーション	155,582	161,365	171,114	178,509	150,785
短期入所生活介護	100,807	106,813	112,751	118,064	95,287
短期入所療養介護	26,525	28,358	29,928	31,355	25,116
特定施設入居者生活介護	205,967	221,839	233,277	244,389	418,894
福祉用具貸与	73,415	77,629	79,598	83,417	67,347
特定福祉用具販売	5,858	6,103	6,299	6,556	6,821
(2) 地域密着型サービス	220,056	288,731	319,744	387,388	417,334
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	20,590	22,296	23,427	24,611	19,036
小規模多機能型居宅介護	0	0	13,072	44,287	44,287
認知症対応型共同生活介護	170,584	217,973	233,330	268,575	304,096
地域密着型特定施設入居者生活介護	28,883	48,462	49,915	49,915	49,915
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
(3) 住宅改修	14,723	15,274	15,763	16,411	17,067
(4) 居宅介護支援	129,451	134,494	142,628	148,647	127,556
(5) 介護保険施設サービス	1,162,239	1,164,363	1,247,327	1,248,455	1,729,953
介護老人福祉施設	550,402	571,854	620,580	620,580	888,903
介護老人保健施設	519,018	511,126	542,923	544,051	766,709
介護療養型医療施設	92,819	81,383	83,825	83,825	74,341
介護給付費計	2,903,752	3,052,899	3,255,645	3,400,262	3,843,098

給付費は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。また、平成20年度～23年度は推計値。

予防給付

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 介護予防サービス	152,023	154,958	165,335	170,921	182,652
介護予防訪問介護	57,896	58,914	62,527	64,952	66,783
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,144	6,177	6,557	6,831	7,033
介護予防訪問リハビリテーション	909	918	968	1,009	1,041
介護予防居宅療養管理指導	3,743	3,794	4,034	4,153	4,302
介護予防通所介護	34,048	34,387	36,515	38,007	39,037
介護予防通所リハビリテーション	21,580	21,798	23,109	24,059	24,790
介護予防短期入所生活介護	1,667	1,688	1,790	1,864	1,915
介護予防短期入所療養介護	850	850	906	943	968
介護予防特定施設入居者生活介護	20,555	21,743	24,089	24,089	31,616
介護予防福祉用具貸与	2,743	2,764	2,852	2,967	3,049
特定介護予防福祉用具販売	1,888	1,926	1,988	2,048	2,118
(2) 地域密着型介護予防サービス	664	0	0	0	
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	664	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	9,642	9,839	10,156	10,460	10,818
(4) 介護予防支援	19,872	20,239	21,477	22,306	22,932
予防給付費計	182,199	185,036	196,968	203,687	216,402

給付費は四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。また、平成20年度～23年度は推計値。

1 居宅介護（介護予防）等サービス

1 - 1 居宅介護（介護予防）サービス

【施策の方向】

- ・在宅で暮らす要介護認定者等が、地域で安心して過ごせるよう支援するものです。利用者を尊重した支援が行われるよう、ケアマネジャー等を対象とした研修の開催やケアプランの点検などにより、より質の高いケアプランにより、利用者本位のサービス提供が行われ、利用者の生活の質を高めることができるようにします。
- ・サービスの必要量は、過去の実績と今後の要介護等認定者数の推移から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、居宅介護サービスの給付費の伸びは、地域密着型サービスや介護保険施設サービスの基盤整備の影響もあり、平成23年度には伸びが鈍化すると見込んでいます。一方、介護予防サービスは、徐々に伸びていくものと見込んでいます。

介護給付費の伸び（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅介護サービス	100	105	111	116	113
(2)地域密着型サービス	100	131	145	176	190
(3)住宅改修	100	104	107	111	116
(4)居宅介護支援	100	104	110	115	99
(5)介護保険施設サービス	100	100	107	107	149
介護給付費計	100	105	112	117	132

予防給付費の伸び（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス	100	102	109	112	120
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	102	105	108	112
(4)介護予防支援	100	102	108	112	115
予防給付費計	100	102	108	112	119

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

【現状と課題】

- ・訪問介護は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。
- ・介護予防訪問介護は、平成 18 年 4 月の制度改正により、1 回あたりから月単位の包括報酬に変更され、数値の比較ができないため、3 期計画値との比較は記載しません。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 3 番目、また、質への評価は 5 番目となっています。

訪問介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	137,516	132,666
実績 (B)	回 / 年	138,761	120,019
対計画比 (= B / A)	%	100.9%	90.5%

介護予防訪問介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	45,943	48,776
実績 (B)	回 / 年		
対計画比 (= B / A)	%		

【今後の取組み】

- ・今後の中・重度者の増加に伴う、介護保険施設等への移行も想定しつつ、在宅での生活支援の基幹をなすサービスとして、供給体制の確保や適正な利用に努めます。

訪問介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	6,634	6,906	5,978
サービス見込量	回 / 年	129,477	135,295	112,273

介護予防訪問介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	3,499	3,633	3,735
サービス見込量	回 / 年			

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【現状と課題】

- ・訪問入浴介護は、平成 18・19 年度とも計画値の約半分の値で推移していますが、利用量は増加傾向にあります。
- ・介護予防訪問入浴介護は、平成 18 年度・19 年度とも利用実績がありません。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 2 番目、また、質への評価は 1 番目となっています。

訪問入浴介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	5,455	6,133
実績 (B)	回 / 年	2,979	3,160
対計画比 (= B / A)	%	54.6%	51.5%

介護予防訪問入浴介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	50	56
実績 (B)	回 / 年	0	0
対計画比 (= B / A)	%	0.0%	0.0%

【今後の取組み】

- ・在宅のひとり暮らし高齢者の増加を想定しつつ、在宅での生活支援するサービスとして、供給体制の確保に努めます。

訪問入浴介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	801	844	634
サービス見込量	回 / 年	3,479	3,664	2,736

介護予防訪問入浴介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	0	0	0
サービス見込量	回 / 年	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

【現状と課題】

- ・訪問看護は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防訪問看護は、平成 18・19 年度とも計画値を下回って推移していますが、利用量は増加傾向にあります。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 7 番目、また、質への評価は 2 番目となっています。

訪問看護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	9,331	9,230
実績 (B)	回 / 年	9,523	8,751
対計画比 (= B / A)	%	102.1%	94.8%

介護予防訪問看護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	1,271	1,387
実績 (B)	回 / 年	514	878
対計画比 (= B / A)	%	40.4%	63.3%

【今後の取組み】

- ・安心して在宅で生活を続けていけるよう、医療と介護の連携を図りつつ、在宅生活を継続するサービスとして、供給体制の確保に努めます。

訪問看護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	1,896	1,984	1,615
サービス見込量	回 / 年	9,431	9,872	8,039

介護予防訪問看護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	237	246	254
サービス見込量	回 / 年	910	948	976

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【現状と課題】

- ・訪問リハビリテーションは、平成 18・19 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、3 期の初年度は計画値の半分以下でしたが、平成 19 年度にはほぼ計画値まで増加しています。
- ・要介護認定者調査によれば、現在利用していないが、今後利用したいとの回答が約 1 割と他サービスに比べて多く、潜在的需要がうかがえます。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 13 番目、また、質への評価は 9 番目となっています。量的にまだ不足と考えられています。

訪問リハビリテーション（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	1,524	1,542
実績 (B)	回 / 年	1,608	1,748
対計画比 (= B / A)	%	105.5%	113.4%

介護予防訪問リハビリテーション（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	182	217
実績 (B)	回 / 年	81	206
対計画比 (= B / A)	%	44.5%	94.9%

【今後の取組み】

- ・できるだけ在宅で自立した生活を続けていけるよう、身体機能の維持に向けたリハビリテーションとして、供給体制の確保に努めます。

訪問リハビリテーション（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	509	533	444
サービス見込量	回 / 年	1,894	1,982	1,651

介護予防訪問リハビリテーション（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	55	57	59
サービス見込量	回 / 年	213	222	229

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【現状と課題】

- ・居宅療養管理指導は、平成 18・19 年度とも計画値を大きく上回って推移しています。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、平成 18 年度は計画値を下回りましたが、平成 19 年度には計画値を大きく上回りました。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 5 番目、また、質への評価は 11 番目となっています。

居宅療養管理指導（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	114	112
実績 (B)	回 / 月	212	283
対計画比 (= B / A)	%	185.8%	253.0%

介護予防居宅療養管理指導（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	21	23
実績 (B)	回 / 月	17	37
対計画比 (= B / A)	%	78.7%	161.7%

【今後の取組み】

- ・在宅での療養生活を続けていけるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携し、療養上の管理や指導を行うサービスとして、供給体制の確保に努めます。

居宅療養管理指導（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	3,690	3,836	3,993

介護予防居宅療養管理指導（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	464	477	494

(6) 通所介護・介護予防通所介護

【現状と課題】

- ・通所介護は、平成 18・19 年度とも計画値を上回って推移しています。
- ・介護予防通所介護は、平成 18 年 4 月の制度改正により、1 回あたりから月単位の包括報酬に変更され、数値の比較ができないため、3 期計画値との比較は記載しません。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 4 番目、また、質への評価は 3 番目となっています。
- ・しかし、比較的年齢が低い方や男性が通いやすいサービスが不足しているとの指摘もあります。

通所介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	24,591	26,514
実績 (B)	回 / 年	32,670	35,259
対計画比 (= B / A)	%	132.9%	133.0%

介護予防通所介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	10,395	14,426
実績 (B)	回 / 年		
対計画比 (= B / A)	%		

【今後の取組み】

- ・今後の中・重度者の増加に伴い、在宅での介護者の介護負担増も想定されます。訪問介護と並び、在宅での生活支援の基幹をなすサービスとして、様々なニーズに応えられるよう供給体制の確保に努めます。

通所介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	4,195	4,363	3,808
サービス見込量	回 / 年	37,397	38,897	33,964

介護予防通所介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	1,004	1,043	1,073
サービス見込量	回 / 年			

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【現状と課題】

- ・通所リハビリテーションは、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移していますが、利用量は平成 19 年度に減少しました。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、平成 18 年 4 月の制度改正により、1 回あたりから月単位の包括報酬に変更され、数値の比較ができないため、3 期計画値との比較は記載しません。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 9 番目、また、質への評価は 12 番目となっています。

通所リハビリテーション（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	16,553	16,504
実績 (B)	回 / 年	18,199	17,104
対計画比 (= B / A)	%	109.9%	103.6%

介護予防通所リハビリテーション（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	3,644	4,623
実績 (B)	回 / 年		
対計画比 (= B / A)	%		

【今後の取組み】

- ・身体機能の維持に向けたリハビリテーションは重要なサービスであることから、医療と介護との連携を図りながら、今後とも供給体制の確保に努めます。

通所リハビリテーション（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	2,324	2,420	2,095
サービス見込量	回 / 年	18,152	18,907	16,276

介護予防通所リハビリテーション（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	572	594	611
サービス見込量	回 / 年			

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

【現状と課題】

- ・短期入所生活介護は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防短期入所生活介護は、平成 18・19 年度とも計画値より下回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 11 番目、また、質への評価は 8 番目となっています。

短期入所生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	10,796	12,434
実績 (B)	回 / 年	11,801	12,190
対計画比 (= B / A)	%	109.3%	98.0%

介護予防短期入所生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	678	842
実績 (B)	回 / 年	176	368
対計画比 (= B / A)	%	26.0%	43.7%

【今後の取組み】

- ・短期入所サービスは、施設サービスに付随するサービスで、介護保険施設の整備計画とも連動します。本人の心身機能、家族の生活の質を支えるためにも効果的であることから、供給体制の確保に努めます。

短期入所生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	1,513	1,581	1,311
サービス見込量	回 / 年	13,209	13,820	11,269

介護予防短期入所生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	62	64	66
サービス見込量	回 / 年	383	399	410

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【現状と課題】

- ・短期入所療養介護は、平成 18・19 年度とも計画値より下回って推移しており、利用量は平成 19 年度に減少しています。
- ・介護予防短期入所療養介護も平成 18・19 年度とも計画値より大きく下回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 12 番目、また、質への評価は 7 番目となっています。量的にまだ不足と考えられています。

短期入所療養介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	5,278	5,812
実績 (B)	回 / 年	3,279	2,765
対計画比 (= B / A)	%	62.1%	47.6%

介護予防短期入所療養介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 年	323	374
実績 (B)	回 / 年	24	142
対計画比 (= B / A)	%	7.4%	38.0%

【今後の取組み】

- ・短期入所サービスは、施設サービスに付随するサービスで、介護保険施設の整備計画とも連動します。本人の心身機能、家族の生活の質を支えるためにも効果的であることから、供給体制の確保に努めます。

短期入所療養介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	457	478	387
サービス見込量	回 / 年	3,019	3,161	2,545

介護予防短期入所療養介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	20	20	21
サービス見込量	回 / 年	147	153	157

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

- ・特定施設入居者生活介護は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。
- ・介護予防特定施設入居者生活介護は、平成 18 年度は計画値を下回りましたが、平成 19 年度はほぼ計画値どおりとなっています。
- ・特定施設の中でも、要介護者に加えて要支援者や自立の方も対象とする混合型の利用となっています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 6 番目、また、質への評価は 13 番目となっています。

特定施設入居者生活介護（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	4	4
実績 (B)	回 / 月	70	91
対計画比 (= B / A)	%	1918.2%	2323.4%

介護予防特定施設入居者生活介護（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	15	15
実績 (B)	回 / 月	11	15
対計画比 (= B / A)	%	71.1%	100.0%

【今後の取組み】

- ・施設ニーズへの対応に向け、入居施設等の整備状況を勘案しながら、広域対応を視野に、施設の確保を図ります。

特定施設入居者生活介護（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	100	105	180

介護予防特定施設入居者生活介護（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	17	17	22

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【現状と課題】

- ・福祉用具貸与は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防福祉用具貸与は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 1 番目、また、質への評価は 4 番目となっています。

福祉用具貸与（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	507	526
実績 (B)	回 / 月	466	457
対計画比 (= B / A)	%	91.8%	87.0%

介護予防福祉用具貸与（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	回 / 月	13	15
実績 (B)	回 / 月	40	42
対計画比 (= B / A)	%	309.7%	273.0%

【今後の取組み】

- ・心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できます。利用者にとって適正な利用につながるよう、事業者への指導等に努めます。

福祉用具貸与（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	493	515	427

介護予防福祉用具貸与（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	44	46	47

(12) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

【現状と課題】

- ・特定福祉用具販売は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく下回って推移しています。
- ・特定介護予防福祉用具販売は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。
- ・介護給付と予防給付の対計画比の差異は、平成 18 年 4 月からの要支援 1・2 の新区分の設定による移行割合が想定と大きくずれたことによる影響と考えられます。

特定福祉用具販売（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 年	347	363
実績 (B)	人 / 年	179	201
対計画比 (= B / A)	%	51.6%	55.4%

特定介護予防福祉用具販売（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 年	5	5
実績 (B)	人 / 年	42	85
対計画比 (= B / A)	%	840.0%	1700.0%

【今後の取組み】

- ・福祉用具と並んで、心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できます。利用者にとって適正な利用につながるよう、利用者やその家族への情報提供に努めます。

特定福祉用具販売（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	人 / 年	244	254	264

特定介護予防福祉用具販売（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	人 / 年	101	104	108

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

【現状と課題】

- ・住宅改修は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく下回って推移しています。
- ・介護予防住宅改修は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく上回って推移しています。
- ・介護給付と予防給付の対計画比の差異は、平成 18 年 4 月からの要支援 1・2 の新区分の設定による移行割合が想定と大きくずれたことによる影響と考えられます。

住宅改修（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3期計画(A)	人/年	235	248
実績(B)	人/年	148	156
対計画比(=B/A)	%	63.0%	62.9%

介護予防住宅改修（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3期計画(A)	人/年	6	7
実績(B)	人/年	54	93
対計画比(=B/A)	%	900.0%	1328.6%

【今後の取組み】

- ・心身機能が低下している利用者本人が在宅生活を継続していくために必要な支援です。利用者本人の生活の質の向上や介護者の介護負担軽減の両面からの効果が期待できます。利用者にとって適正な利用につながるよう、介護給付の適正化に努めます。

住宅改修（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	人/年	207	215	224

介護予防住宅改修（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数	人/年	101	104	108

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

【現状と課題】

- ・居宅介護支援は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおり推移しています。
- ・介護予防支援は、平成 18・19 年度とも計画値より大きく下回って推移しています。

居宅介護支援（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	929	908
実績 (B)	人 / 月	1,004	916
対計画比 (= B / A)	%	108.1%	100.9%

介護予防支援（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	588	688
実績 (B)	人 / 月	362	387
対計画比 (= B / A)	%	61.6%	56.2%

【今後の取組み】

- ・今後とも地域包括支援センターと連携して、ケアマネジャーの質の向上を図るとともに、ケアプランの点検などにより、利用者の生活の質の向上につながる、よりよいケアマネジメントが行われるよう、ケアプランの適正化を図ります。

居宅介護支援（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	972	1,012	878

介護予防支援（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	406	422	433

1 - 2 市町村特別給付

【施策の方向】

- ・ 移動支援のニーズに対応するため、介護保険法に規定する市町村特別給付サービス（法定のサービス以外に市町村が条例で定めるサービス）として、平成15年度から、逗子市が独自に移送サービスを提供するものです。要介護状態区分が重く（要介護3以上）、かつ、低所得（本人非課税）の方が、介護保険のケアプランに位置付けた上で、通院等のための移送サービスを利用できます。

移送サービス（実績）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
給付費	円 / 年	1,040,085	1,365,138

【今後の取組み】

- ・ 介護保険の法定メニューでは対応できないニーズの動向を見据え、移送支援のニーズ対応に向けて、サービスの周知や利用促進に努めます。

移送サービス（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給付費	円 / 年	1,886,344	2,117,395	2,606,545

2 地域密着型（介護予防）サービス

できる限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするためのサービスで、日常生活圏域を単位とした基盤整備が必要となります。平成 18 年 4 月から新たに創設されたサービス体系であり、夜間対応型訪問介護、認知症対応型（介護予防）通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護の 6 種類あります。

地域密着型（介護予防）サービスは、市町村単位で指定・監督をします。また、地域の実情に即し、在宅生活を可能な限り継続できる地域をつくるため、第 1 号被保険者、知識経験者、保健・福祉・医療関係者、サービス提供事業者などから成る「地域密着型サービス運営委員会」にて、総合的な視点から地域密着型サービスの育成・確保を図っています。

【施策の方向】

- ・地域のニーズに応じ、逗子市がその必要性等を判断し、事業所の指定を行います。
- ・サービスの必要量は、過去の実績と今後の要介護等認定者数の推移から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、地域密着型サービスの給付費の伸びは、居住系サービスの基盤整備の影響もあり、大きな伸びを見込んでいます。

介護給付費の伸び（平成 19 年度実績を 100 とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅介護サービス	100	105	111	116	113
(2)地域密着型サービス	100	131	145	176	190
(3)住宅改修	100	104	107	111	116
(4)居宅介護支援	100	104	110	115	99
(5)介護保険施設サービス	100	100	107	107	149
介護給付費計	100	105	112	117	132

予防給付費の伸び（平成 19 年度実績を 100 とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス	100	102	109	112	120
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	102	105	108	112
(4)介護予防支援	100	102	108	112	115
予防給付費計	100	102	108	112	119

(1) 夜間対応型訪問介護

【現状と課題】

- ・夜間対応型訪問介護は、第3期計画期間のサービスは見込んでいません。
- ・国の介護給付費実態調査によれば、全国的に実施事業者が少なく、1事業所あたりの利用者が約23.9人と想定利用者数を大きく下回り、経営的にも厳しい状況となっています。

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答もあります。事業者の参入動向について、広域対応も含めて、情報収集に努めます。

(2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【現状と課題】

- ・認知症対応型通所介護の利用動向では、平成19年度に急増しています。
- ・介護予防認知症対応型通所介護の利用実績は、平成18・19年度ともありません。

認知症対応型通所介護

項目	単位	平成18年度	平成19年度
実績	回/年	44	176

介護予防認知症対応型通所介護

項目	単位	平成18年度	平成19年度
実績	回/年	0	0

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答もあります。今後の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の充実に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

認知症対応型通所介護（サービス見込量）

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用人数	人/年	194	203	164
サービス見込量	回/年	2,025	2,125	1,662

介護予防認知症対応型通所介護（サービス見込量）

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
延べ利用人数	人/年	0	0	0
サービス見込量	回/年	0	0	0

(3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【現状と課題】

- ・小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護とも、市内にサービスを提供する事業所がないため、平成 18～19 年度の利用実績はありません。

小規模多機能型居宅介護

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
実績	回 / 年	0	0

介護予防小規模多機能型居宅介護

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
実績	回 / 年	0	0

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答もありました。今後の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

小規模多機能型居宅介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	72	240	240

介護予防小規模多機能型居宅介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用人数	人 / 年	0	0	0

(4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【現状と課題】

- ・認知症対応型共同生活介護は、平成 19 年度に計画値を上回って推移しており、増加傾向にあります。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、第 3 期では計画していませんでしたが、平成 19 年度に利用実績がありました。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果によれば、サービスの量に対する評価（『十分』（十分とほぼ十分の合計））は、在宅サービス（13 種類）の中で 9 番目、また、質への評価は 6 番目となっています。

認知症対応型共同生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	53	53
実績 (B)	人 / 月	44	60
対計画比 (= B / A)	%	82.9%	112.3%

介護予防認知症対応型共同生活介護（3 期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	0	0
実績 (B)	人 / 月	0	4
対計画比 (= B / A)	%	-	-

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答が 2 % となっています。施設ニーズと今後の認知症高齢者の増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

認知症対応型共同生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	79	91	103

介護予防認知症対応型共同生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	0	0	0

利用定員総数の見込み（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用定員総数	人	62	80	80
市内箇所数	箇所	5	6	6

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

【現状と課題】

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

地域密着型特定施設入居者生活介護（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3 期計画 (A)	人 / 月	14	14
実績 (B)	人 / 月	15	14
対計画比 (= B / A)	%	106.0%	98.8%

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答が 2 % となっています。施設ニーズの増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に向けて、事業者情報の収集と参入促進に努めます。

地域密着型特定施設入居者生活介護（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人 / 月	23	23	23

利用定員総数の見込み（第 4 期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用定員総数	人 / 月	23	23	23

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【現状と課題】

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、第 3 期計画ではサービス利用を見込んでいません。

【今後の取組み】

- ・サービス提供事業者調査によれば、実施を検討したいとの回答が 1% となっています。施設ニーズへの対応として、長期的視点から、供給体制のあり方を引き続き検討していきます。

3 施設サービス

【施策の方向】

- ・心身や世帯の状況、利用者の意向を尊重し、ニーズに対応するため、市内に位置する施設については、本市がその必要性等を判断し、定員等を本計画に位置付けます。
- ・サービスの必要量は、過去の実績、今後の要介護等認定者数の推移及びサービスの供給数から、次のとおり推計し、確保することとします。
- ・介護給付費計や予防給付費計とも増加が予想される中、介護保険施設サービスの伸びは、入所施設の基盤整備の影響もあり、居宅介護サービスのよりも大きな伸びを見込んでいます。

介護給付費の伸び（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅介護サービス	100	105	111	116	113
(2)地域密着型サービス	100	131	145	176	190
(3)住宅改修	100	104	107	111	116
(4)居宅介護支援	100	104	110	115	99
(5)介護保険施設サービス	100	100	107	107	149
介護給付費計	100	105	112	117	132

予防給付費の伸び（平成19年度実績を100とした場合）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス	100	102	109	112	120
(2)地域密着型介護予防サービス	100	-	-	-	-
(3)介護予防住宅改修	100	102	105	108	112
(4)介護予防支援	100	102	108	112	115
予防給付費計	100	102	108	112	119

(1) 介護老人福祉施設

【現状と課題】

- ・介護老人福祉施設は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

介護老人福祉施設（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3期計画(A)	人/月	185	188
実績(B)	人/月	183	191
対計画比(=B/A)	%	98.6%	101.8%

【今後の取組み】

- ・要介護認定者調査によれば、今後、利用を考えている介護保険サービスは、「施設等への入所・入居」が約 7%、「今はまだわからない」が約 48%で最多でした。施設ニーズの増加も予想されることから、サービス提供基盤の確保に努めるとともに、重度者への重点化や個室・ユニット化に努めます。

介護老人福祉施設（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人/月	208	208	298

(2) 介護老人保健施設

【現状と課題】

- ・介護老人保健施設は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

介護老人保健施設（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3期計画(A)	人/月	176	181
実績(B)	人/月	172	169
対計画比(=B/A)	%	97.5%	93.1%

【今後の取組み】

- ・要介護認定者調査によれば、今後、利用を考えている介護保険サービスは、「施設等への入所・入居」が約 7%、「今はまだわからない」が約 48%で最多でした。施設ニーズへの対応、介護療養型医療施設の平成 23 年度末の廃止による医療の必要な方へのスムーズな移行体制を想定しつつ、サービス提供基盤の確保に努めます。

介護老人保健施設（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人/月	171	171	241

(3) 介護療養型医療施設

【現状と課題】

- ・介護療養型医療施設は、平成 18・19 年度ともほぼ計画値どおりで推移しています。

介護療養型医療施設（3期計画値との比較）

項目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度
3期計画(A)	人/月	30	28
実績(B)	人/月	23	22
対計画比(=B/A)	%	76.7%	78.0%

【今後の取組み】

- ・市内に介護療養型医療施設はありません。介護療養型医療施設の平成 23 年度末の廃止に向けて、市外施設の移行等情報の把握に努めるとともに、介護と医療との連携に努めます。

介護療養型医療施設（第4期）

項目	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用人数	人/月	19	19	17

4 介護保険事業の運営

4 - 1 給付費及び保険料

(1) 介護保険給付費

第4期の計画期間中（平成21年度から平成23年度まで）の給付費の総計を次のとおり推計しました。

標準給付費

	第3期(実績及び推計)			第4期(推計)			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
標準給付費(百万円)	3,097	3,221	3,431	3,611	3,765	4,265	
指 数	100	104	111	117	122	138	
内 訳	総給付費	2,961	3,087	3,291	3,453	3,604	4,060
	特定入所者介護サービス費等給付費	82	84	86	92	92	128
	高額介護サービス費等給付費	51	46	50	62	65	73
	算定対象審査支払手数料	4	4	4	4	4	5

総給付費とは、介護給付費と予防給付費の合計

標準給付費とは、総給付費と特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料の合計

指数は、平成18年度を100とした場合の伸び(%)

四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

地域支援事業の費用額

	第3期(実績及び推計)			第4期(推計)		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域支援事業費(百万円)	63	68	82	90	95	99
指 数	100	108	130	143	151	157

指数は、平成18年度を100とした場合の伸び(%)

(2) 介護保険給付費の財源

介護（介護予防）サービスの利用に当たって、利用者が負担する費用割合は1割で、他の9割及び地域支援事業の費用等が、40歳以上の方が負担する保険料と国・県・市が負担する公費で賄われます。

本市では、第4期の財源構成を、次のとおり見込みました。

第4期の財源構成

		介護(介護予防)給付		地域支援事業	
		介護給付(居宅)	介護給付(施設)	介護予防事業	包括的支援事業・任意事業
保険料	第1号被保険者(65歳以上)	21.3%	21.3%	20.0%	20.0%
	第2号被保険者(40～64歳)	30.0%	30.0%	30.0%	-
公費	国庫負担金	20.0%	15.0%	25.0%	40.0%
	国調整交付金	3.7%	3.7%	-	-
	県負担金	12.5%	17.5%	12.5%	20.0%
	市負担金	12.5%	12.5%	12.5%	20.0%
計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 第1号被保険者の保険料

給付費の推計から算出した第1号被保険者の保険料額は次表のとおりです。第4期から、保険者の判断により、従来の第4段階の者のうち、年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の者について、保険料率の乗率を引き下げることができるようになりました。これにより、逗子市では、10%の引き下げを行うこととしました。

併せて、第3期計画期間で実施した、税制改正に伴う激変緩和措置の対象者等に対し、きめ細かく負担軽減策を講じるため、第4期計画期間においては、保険料段階を細分化することとしました。

また、逗子市介護保険事業運営基金を次のとおり取り崩し、第5段階（基準額）の保険料月額当たりでは281円減額することとしました。

介護保険事業運営基金の取り崩し予定額（千円）

平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
6,377	34,186	139,022	179,585

第4期の所得段階別保険料（国施策による軽減前の額）

区分	計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	1,851円	22,218円
第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.5	1,851円	22,218円
第3段階 世帯全員が市民税非課税で「第2段階」以外	基準額 × 0.75	2,777円	33,327円
第4段階 世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.90	3,332円	39,992円
第5段階 世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で 以外	(基準額)	3,703円	44,436円
第6段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満	基準額 × 1.10	4,073円	48,879円
第7段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満	基準額 × 1.25	4,628円	55,545円
第8段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	5,554円	66,654円
第9段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満	基準額 × 1.65	6,109円	73,319円
第10段階 本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上	基準額 × 1.85	6,850円	82,206円

(参考) 第3期の段階別保険料

区分		計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	1,865円	22,380円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.5	1,865円	22,380円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で「第2段階」以外	基準額 × 0.75	2,797円	33,570円
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税	(基準額)	3,730円	44,760円
第5段階	本人の合計所得金額が年間200万円未満	基準額 × 1.25	4,662円	55,950円
第6段階	本人の合計所得金額が年間200万円以上	基準額 × 1.50	5,595円	67,140円

(4) 第1号被保険者の保険料の軽減措置

平成21年度の介護報酬の改定では、介護従事者の処遇改善を目的として全体で約3%増額が図られました。この報酬改定に伴う第1号被保険者の保険料負担増を軽減するため、国の特別対策がとられることになりました。

この軽減措置を講じた後の第1号被保険者の保険料額は次表のとおりです。

第4期の段階別保険料(国施策による軽減後の額)

区分		計算方法	保険料月額	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.5	1,825円	21,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.5	1,825円	21,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で「第2段階」以外	基準額 × 0.75	2,737円	32,850円
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下	基準額 × 0.90	3,285円	39,420円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で 以外	(基準額)	3,650円	43,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円未満	基準額 × 1.10	4,015円	48,180円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間125万円以上200万円未満	基準額 × 1.25	4,562円	54,750円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間200万円以上300万円未満	基準額 × 1.50	5,475円	65,700円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間300万円以上500万円未満	基準額 × 1.65	6,022円	72,270円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上	基準額 × 1.85	6,752円	81,030円

4 - 2 事業の安定的運営

(1) 要介護認定審査

保険者として要支援・要介護の認定を公正に行うことを目指し、的確な調査と、これに基づく厳正な審査を実施します。また、申請手続や認定までの流れが、高齢者・家族の負担にならないよう円滑に進むよう配慮します。

(2) 介護保険サービス提供事業者の指導・監督

介護保険サービス提供については、利用者が自ら判断して適切にサービスや事業者を選択していくことができ、また、事業者が安心してよりよいサービスを提供していくことができる環境づくりが重要です。市町村（保険者）には、これを通じて介護保険給付が適正に行われることが求められています。

そこで、地域包括支援センターなどと連携し、事業者に対する情報提供・相談体制を充実するとともに、事業者による主体的な情報公開や第三者評価への取組みなどによる利用者と事業者の良好な関係づくりを支援します。

平成 18 年度から、地域密着型サービス事業者は、市町村が指定・監督していくこととなりました。高齢者が主体的に、住み慣れた地域で、安心して心豊かに暮らし続けることができる環境を整えていくため、市民・事業者と連携して「地域のサービス」として介護保険サービスを育てていくようにします。

県が指定・監督するサービス事業者についても、地域の実情に即したサービス提供が行われるよう、育てていきます。

(3) 介護給付等費用適正化事業

介護サービス利用者に対し、適切なサービスを提供し、不適切な給付を削減することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、次の介護給付等費用適正化事業に取り組みます。

要介護認定の適正化

要介護認定にかかる新規申請のほか、更新申請及び区分変更申請の際にも、定期的に市の認定調査員が認定調査を行い、調査基準の均衡を図ります。また、更新申請及び区分変更申請にかかる認定調査について、事業者に委託して調査を実施した場合には、その結果を市が点検し、適正な調査が行われているかどうかを確認します。

ケアプランの点検

介護サービスの利用者にとって適切なサービスが提供されているかどうか、という視点からケアプランを点検し、利用者の生活の質の向上につながる、よりよいケアマネジメントが行われるよう、居宅介護支援事業者と協力しケアプランの適正化を図ります。

住宅改修費等の点検

住宅改修費や福祉用具などの給付を行う際に、必要に応じ、現地での訪問調査等を行い、適正に給付が行われているかどうかを確認します。

医療情報との突合、縦覧点検

国民健康保険団体連合会への請求情報による医療情報との突合チェックなどにより、不適正な介護報酬の請求が行われることのないよう点検を行うことにより、適正化を図ります。

介護給付費通知

利用した介護サービスの内容と費用額の内訳をサービス利用者へ送付し、不適正な請求が行われていないかどうかを被保険者の方に確認していただくことにより、適正化を図ります。

(4) サービス提供の適正確保

要支援・要介護認定や介護保険サービスの適正な利用については、市民・利用者の立場に立った関係づくりを進めるため、市の窓口、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、ケアマネジャーはじめ、市内におけるあらゆる機能が柔軟に対応できるよう連携を図るとともに、県や国の関係機関との連携も図ります。

また、介護・福祉サービスが適正に提供されるためには、これらのサービスを担う人材の確保が必要です。介護従事者の処遇については、平成 21 年度の介護報酬改定により、一部改善が図られましたが、市としても地域の実情を検証していきます。さらに、サービスの将来を担う人材を育てていくことも重要であり、市としても、福祉・介護サービス分野への就業を目指す実習生を積極的に受け入れるよう努めます。

4 - 3 経済的支援施策

(1) 利用料の減免・軽減等

所得の低い方などに対し、介護保険サービス利用の妨げとならないよう、次の利用料の減免・軽減策を引き続き講じていきます。

サービス利用料の減免

災害等により財産に損害を受けた場合や生計維持者の収入が著しく減少した場合に介護保険のサービス利用料（利用者負担）の額を通常の10%から減額又は免除するものです。

国制度に基づく減免措置

区分	給付割合	減免の期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	100分の100	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の95	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	100分の100	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

逗子市独自の減免措置

区分	給付割合	減免の期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	100分の95	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、利用料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合
		6か月

特別養護老人ホーム旧措置入所者に対する負担軽減の経過措置の延長等

介護保険制度が施行される以前から特別養護老人ホームに入所されていた方を対象に、介護保険制度による自己負担が、施行前の費用徴収額を上回らないよう軽減するものです。この措置は当初平成 17 年 3 月 31 日までの 5 年間と定められていましたが、これをさらに 5 年間延長し、平成 22 年 3 月 31 日まで適用します。

利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	保険給付率	食費		居住費		
		基準額	負担限度額	基準額		負担限度額
第 1 段階	100 分の 97 ただし、自己負担額が費用徴収額を上る場合は 100 分の 100	4.2 万円	1.0 万円	ユニット型個室	6.0 万円	2.5 万円
				ユニット型準個室	5.0 万円	1.5 万円
				従来型個室	3.5 万円	
				多床室	1.0 万円	0 万円
第 2 段階	100 分の 90 ただし、費用負担額を上回る場合は、 100 分の 95 100 分の 97	4.2 万円	1.2 万円	ユニット型個室	6.0 万円	2.5 万円
				ユニット型準個室	5.0 万円	1.5 万円
				従来型個室	3.5 万円	
				多床室	1.0 万円	1.0 万円
第 3 段階	100 分の 100 と順次給付率を上げていきます。	4.2 万円	2.0 万円	ユニット型個室	6.0 万円	5.0 万円
				ユニット型準個室	5.0 万円	4.0 万円
				従来型個室	3.5 万円	
				多床室	1.0 万円	1.0 万円

障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスを利用し、境界層該当として利用者負担の軽減を受けていた方が、介護保険の対象となり、引き続き、訪問介護を利用する場合に、利用料を軽減するものです。

障がい者ホームヘルプサービス利用者負担に対する軽減措置

対象者	基準負担割合	軽減後負担割合
障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当	10%	0%

社会福祉法人による軽減措置

生計が困難な方が軽減の対象となるサービスを社会福祉法人から提供された場合に、提供した社会福祉法人がサービスの利用料を軽減するものです。

社会福祉法人による軽減措置

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方（生活保護受給者を除く。） 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと	訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 21～22 年度 負担額の 28% （老齢福祉年金受給者は 53%） 平成 23 年度 負担額の 4 分の 1 （老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）

介護老人保健施設等利用者負担助成

生計が困難な方が医療法人等が提供する介護老人保健施設等のサービスを利用した場合に、市が利用料の一部を助成するものです。

介護老人保健施設等利用者負担助成

対象者	対象サービス	軽減割合
次の要件の全てを満たす方（生活保護受給者を除く。） 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと 負担能力のある親族等に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと	介護保健施設サービス 介護療養施設サービス	平成 21～22 年度 負担額の 28% （老齢福祉年金受給者は 53%） 平成 23 年度 負担額の 4 分の 1 （老齢福祉年金受給者は 2 分の 1）

高額介護（介護予防）サービス費の支給

世帯ごとに、1か月の間に利用した介護保険サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

高額介護（介護予防）サービス費の支給

利用者負担区分	上限額
第1段階	15,000 円
第2段階	15,000 円
第3段階	24,600 円
第4段階	37,200 円

高額医療・高額介護合算制度の開始

世帯ごと（同一の医療保険制度内）に、1年間に利用した介護保険サービスの利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が、所得に応じて設定される上限額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。平成 20 年 4 月以降に利用した分が対象になり、平成 21 年 10 月から支給を開始します。

高額医療・高額介護合算制度

	被用者保険 又は国民健康保険 (70 歳未満)	被用者保険 又は国民健康保険 (70 歳から 74 歳まで)	後期高齢者医療保険 (75 歳以上)
現役並み所得者	1,260,000 円	670,000 円	670,000 円
一般所得者	670,000 円	620,000 円	560,000 円
低所得者	340,000 円	310,000 円	310,000 円
低所得者	340,000 円	190,000 円	190,000 円

特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

施設サービス等を利用した際に自己負担となる居住費や食費について、所得に応じて設定される利用者負担限度額を超えた場合に、その超えた分の費用を支給するものです。

利用者負担段階と補足給付

利用者負担段階	食費(月額)			居住費(月額)			
	基準額	負担限度額	補足給付	基準額	負担限度額	補足給付	
第1段階	4.2万円	1.0万円	3.2万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室	3.5万円	1.0万円	2.5万円
					5.0万円	1.5万円	3.5万円
多床室	1.0万円	0万円	1.0万円				
第2段階	4.2万円	1.2万円	3.0万円	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	3.5万円
				ユニット型準個室	5.0万円	1.5万円	3.5万円
				従来型個室	3.5万円	1.3万円	2.2万円
					5.0万円	1.5万円	3.5万円
多床室	1.0万円	1.0万円	0万円				
第3段階	4.2万円	2.0万円	2.2万円	ユニット型個室	6.0万円	5.0万円	1.0万円
				ユニット型準個室	5.0万円	4.0万円	1.0万円
				従来型個室	3.5万円	2.5万円	1.0万円
					5.0万円	4.0万円	1.0万円
多床室	1.0万円	1.0万円	0万円				

は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の場合

は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合

(2) 保険料率の減免

保険料率の設定(4-1(3))を参照)に当たっては、できる限り低所得者に配慮するものとしていますが、特別な事情がある場合に、申請に基づき保険料の減免措置を引き続き講じていきます。

国制度に基づく減免措置

区分	減免割合	減免の期間
災害により、住宅・家財その他財産に著しい損害を受けたとき		
財産が原形をとどめず復旧不能のとき	免除	6か月
財産が著しく損傷又は消失し、その財産の価格が2分の1以上に減少したとき	100分の50	3か月
主たる生計維持者の死亡・重度障害・長期入院により、収入が著しく減少したとき		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の事業又は業務の休廃止・失業による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月
主たる生計維持者の農作物等の不作、不漁による収入の著しい減少		
総所得金額が皆無となったとき	免除	6か月
総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合	6か月

逗子市独自の減免措置

区分	減免割合	減免の期間
主たる生計維持者の収入が上記の理由に準じると認められる理由等により著しく減少し、生計の維持が困難な状況にあるとき		
収入額が生活保護法による保護の基準に規定する額以下のとき	介護保険料所得段階第1段階の2分の1	当該要件に該当しないと認められるまでの期間
被保険者又は主たる生計維持者が長期の疾病等により医療費を支払った場合で、保険料の納付が困難と認められるとき	総所得金額が皆無となったとき	免除 6か月
	総所得金額が著しく減少したとき	当該減少割合 6か月
収用等に基づく土地等の譲渡により所得税法第33条第1項に規定する譲渡所得があったとき	賦課された保険料から当該譲渡所得はないものとして算定した保険料の額を控除した額	
介護給付の制限を受け、又は日本国外にあるとき	免除	給付制限等を受けている期間